



八 監 第 1 2 5 号

令 和 8 年 7 月 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 霞 晴 久

八千代市監査委員 立 川 清 英

令和7年度出資団体監査（株式会社八千代市水道サービス）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和7年8月19日付け八監第214号により提出した令和7年度出資団体監査（株式会社八千代市水道サービス）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和 7 年度出資団体監査結果（令和 7 年 8 月 19 日付け八監第 214 号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
株式会社八千代市水道サービス	指摘事項	ア 出納事務について 【所見】 入金伝票について、株式会社八千代市水道サービス経理規程（以下「経理規程」という。）第 26 条において、金銭の出納は、経理責任者の承認印のある入金伝票に基づいて行わなければならないと規定されているが、入金伝票に決裁欄が設けられておらず、経理責任者の承認印が押印されていなかった。 今後は、経理規程に基づいた適切な出納事務の執行に努められたい。 【措置内容】 ご指摘を受けた後、すみやかに決裁欄のあるゴム印を作成し、経理主任と経理責任者である事業部長が押印しております。 今後も適切な出納事務に努めてまいります。
	要望事項	ア 資金の有効活用について 【所見】 令和 6 年度（第 27 期）決算報告書によると、貸借対照表において、現金及び預金の大半を普通預金としており、必ずしも資金運用が効率的であるとは言い難い状況が見受けられた。 資金計画については、株式会社八千代市水道サービス経理規程第 35 条において、経理責任者は、収支見通しに基づき必要に応じ年次資金計画を作成し、社長の決裁を受けなければならないと規定されている。 年次資金計画の作成に際しては、収支見通しとして必要な資金確保及び支出の時期等を分析、把握するのみならず、資金の流動性や収益性等を考慮した資金の有効活用に関する会社としての基本的な考え方が求められる。 このことから、効率的な資金の活用に向けて、株式会社八千代市水道サービスとしての資金運用方針について検討されたい。 【措置内容】 令和 2 年 3 月に、株式会社八千代市水道サービスとして、6 年間を計画期間とする第 1 次総合経営計画を策定し、現在は、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間を見据えた第 2 次総合経営計画の中で収支見通しを捉えております。 同時に、3 年間を計画期間とする経営実施計画を作成し、毎年度、ローリングを行いながら経営状況を把握した上で、単年度の予算決算において具体的な収支を捉えており、これらが資金計画に代わるものと考えております。 資金運用につきましては、令和 2 年度より 5 千万円の定期預金を始めておりますが、今後におきましても、収支を捉えた上

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
		で運用可能な資金が発生した際には、金利の動向等を注視しながら、効率的な活用に向けまして引き続き検討してまいります。